

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年三月二十八日大蔵省令第十二号）

改正案	現行
<p>(監査報告書等の記載事項)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 第一項第一号二に定める事項は、財務諸表等規則第八条の十七又は連結財務諸表規則第十五条の十二の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。</p> <p>6 8 (略)</p> <p>9 第一項第二号二に定める事項は、中間財務諸表等規則第五条の十又は中間連結財務諸表規則第十七条の四の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、中間監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。</p> <p>10 (略)</p>	<p>(監査報告書等の記載事項)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 第一項第一号二に定める事項は、財務諸表等規則第八条の十四又は連結財務諸表規則第十五条の九の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。</p> <p>6 8 (略)</p> <p>9 第一項第二号二に定める事項は、中間財務諸表等規則第五条の八又は中間連結財務諸表規則第十七条の二の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、中間監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。</p> <p>10 (略)</p>